

○公害防止関係資料の都道府県等への通知について（内規）（平成24・05・28原院第2号）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>経 済 産 業 省</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2 0 1 7 0 3 2 3 商 局 第 3 号</u> <u>平 成 2 9 年 3 月 3 1 日</u></p> <p style="text-align: center;">公害防止関係資料の都道府県等への通知について</p> <p style="text-align: center;"><u>経 済 産 業 省 大 臣 官 房 商 務 流 通 保 安 審 議 官</u></p> <p>公害防止関係資料の都道府県等への通知について、<u>商務情報政策局商務流通保安グループ</u>は、別紙（内規）のとおり定めたので、<u>産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。）</u>に対し、通知することとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、<u>大気汚染防止法第2条第13項に規定する水銀排出施設に係る規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。</u></p> <p>2 「<u>公害防止関係資料の都道府県等への通知について（内規）</u>」（平成24年6月1日付け平成24・05・28原院第2号）は、平成29年4月1日に廃止する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>経 済 産 業 省</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成24・05・28原院第2号</u> <u>平 成 2 4 年 6 月 1 日</u></p> <p style="text-align: center;">公害防止関係資料の都道府県等への通知について</p> <p style="text-align: center;"><u>経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院</u> <u>N I S A - 2 3 7 c - 1 2 - 2</u></p> <p>公害防止関係資料の都道府県等への通知について、<u>原子力安全・保安院</u>は、別紙（内規）のとおり定めたので、<u>産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長を含む。）</u>に対し、通知することとする。</p> <p><u>なお、本内規は、平成24年6月1日から適用することとし、平成15年3月31日「公害防止関係資料の都道府県等への通知について（内規）」（平成15・02・19原院第2号）は廃止する。</u></p>
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">公害防止関係資料の都道府県等への通知について（内規）</p> <p>公害防止関係資料の都道府県等への通知について、<u>商務情報政策局商務流通保安グループ（以下「<u>商務流通保安グループ</u>」という。）</u>は、下記のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>経 済 産 業 省</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成24・05・28原院第2号</u> <u>平 成 2 4 年 6 月 1 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院</u></p> <p style="text-align: center;">公害防止関係資料の都道府県等への通知について（内規）</p> <p>公害防止関係資料の都道府県等への通知について、<u>原子力安全・保安院</u>は、下記のとおり定める。</p>
<p>1 公害防止関係資料の通知について</p> <p><u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（以下、「<u>ばい煙発生施設</u>」という。）、同法第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設（以下、「<u>一般粉じん発生施設</u>」という。）若しくは同法第2条第13項に規定する水銀排出施設（以下「<u>水銀排出施設</u>」という。）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設若しくは同法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「<u>有害物質貯蔵指定施設</u>」という。）に該当する電気工作物又は騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項若しくは振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内に騒音規制法第2条第1項若しくは振動規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当する電気工作物を設置する者に係る電気事業法の相当規定による許可若しくは認可の申請又は届出があったときは、大気汚染防止法第27条第2項、ダイオキシン類対策特別措置法第35条第2項、水質汚濁防止法第23条第2項、騒音規制法第21条第2項又は振動規制法第18条第2項の規定（以下「<u>公害防止関係法の各規定</u>」という。）に基づき、次に定めるところにより、<u>都道府県知事等</u>へ通知することとする。</u></p>	<p>1 公害防止関係資料の通知について</p> <p><u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設若しくは同法第2条第6項に規定する一般粉じん発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設若しくは同法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物又は騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項若しくは振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内に騒音規制法第2条第1項若しくは振動規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当する電気工作物を設置する者に係る電気事業法の相当規定による許可若しくは認可の申請又は届出があったときは、大気汚染防止法第27条第3項、ダイオキシン類対策特別措置法第35条第2項、水質汚濁防止法第23条第3項、騒音規制法第21条第2項又は振動規制法第18条第2項の規定（以下「<u>公害防止関係法の各規定</u>」という。）に基づき、次に定めるところにより、<u>都道府県知事</u>へ通知することとする。</u></p>

<p>(1) 電気事業法第47条又は第48条に基づく工事計画の認可申請又は届出並びに電気関係報告規則第4条の表第1号から第15号までに基づく届出に係る場合には、「公害防止関係資料の様式例について」に定める様式の公害防止関係資料の写しに公害防止関係法の各規定に基づき送付する旨のかがみをつけて送付することとする。ただし、非常用予備発電装置に係る大気汚染防止法第27条第2項に基づく都道府県知事への通知については、都道府県と調整した上で年度末までに一括又は分括して、まとめて通知しても良い。</p>	<p>(1) 電気事業法第47条又は第48条に基づく工事計画の認可申請又は届出並びに電気関係報告規則第4条の表第1号から第15号までに基づく届出に係る場合には、「公害防止関係資料の様式例について」に定める様式の公害防止関係資料の写しに公害防止関係法の各規定に基づき送付する旨のかがみをつけて送付することとする。ただし、非常用予備発電装置に係る大気汚染防止法第27条第3項に基づく都道府県知事への通知については、都道府県と調整した上で年度末までに一括又は分括して、まとめて通知しても良い。</p>
<p>(2) <u>電気事業法第9条第2項（同法第6条第2項第2号の事項の変更に限る。）</u>に基づく一般送配電事業者の電気工作物等の変更届出、<u>同法第27条の12において準用する同法第9条第2項（同法第27条の7第2項第2号の事項の変更に限る。）</u>に基づく送電事業者の電気工作物等の変更届出、<u>同法第27条の13第9項（同条第1項第1号の事項の変更に限る。）</u>に基づく特定送配電事業者の変更届出及び<u>同法第27条の27第3項（同条第1項第1号の事項の変更に限る。）</u>に基づく発電事業者の変更届出並びに<u>同法第9条第1項、同法第27条の13第7項又は同法第27条の27第3項に基づく変更届出であって、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、水銀排出施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設、騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設又は振動規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当する電気工作物の属する発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の廃止又は出力の変更に伴う廃止に係る届出、同法第53条に基づく自家用電気工作物の使用の開始（特に、電気事業法施行規則第87条に規定する譲渡）の届出、同法第55条の2に基づく事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出、電気関係報告規則第4条の表第16号から第17の2の2号に基づく届出並びに同規則第5条に基づく届出に係る場合は、申請書又は届出書の写しに公害防止関係法の各規定に基づき通知する旨のかがみをつけて送付するものとする。</u></p>	<p>(2) <u>電気事業法第9条に基づく電気工作物等の変更、同法第10条に基づく事業の譲渡し等の認可申請、同法第11条に基づく承継の届出、同法第13条に基づく設備の譲渡し等の許可申請、同法第53条に基づく自家用電気工作物の使用の開始（特に、電気事業法施行規則第87条に規定する譲渡）の届出、同法第55条の2に基づく事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出、電気関係報告規則第4条の表第16号及び同表第17号に基づく届出並びに同規則第5条に基づく届出に係る場合は、申請書又は届出書の写しに公害防止関係法の各規定に基づき通知する旨のかがみをつけて送付するものとする。</u></p>

○公害防止関係資料の様式例について (平成24・05・28原院第2号)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>経 済 産 業 省</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2 0 1 7 0 3 2 3 商 局 第 3 号</u> <u>平 成 2 9 年 3 月 3 1 日</u></p> <p style="text-align: center;">公害防止関係資料の様式例について</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</p> <p>商務情報政策局商務流通保安グループは、公害防止関係資料の様式例について、下記のとおり作成し、設置者等に対し、周知するとともに、産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、<u>中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長</u>を含む。）に対し、通知することとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 <u>この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、水銀等に関する説明書に係る規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。</u></p> <p>2 <u>「公害防止関係資料の様式例について」（平成24年6月1日付け平成24・05・28原院第2号）は平成29年4月1日に廃止する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>経 済 産 業 省</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成24・05・28原院第2号</u> <u>平 成 2 4 年 6 月 1 日</u></p> <p style="text-align: center;">公害防止関係資料の様式例について</p> <p style="text-align: center;">経済産業省原子力安全・保安院 <u>N I S A - 2 3 7 c - 1 2 - 1 N</u></p> <p>原子力安全・保安院は、公害防止関係資料の様式例について、下記のとおり作成し、設置者等に対し、周知するとともに、産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長<u>及び</u>中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長を含む。）に対し、通知することとする。</p> <p>なお、平成15年3月31日付け「公害防止関係資料の様式例について」（平成15・02・19原院第3号、NISA-237c-02-2）は廃止する。</p>
<p>1 公害防止関係資料の様式例について 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）別表第3及び別表第5に規定するばい煙に関する説明書、粉じんに関する説明書、<u>水銀等に関する説明書、ダイオキシン類に関する説明書、汚水等に関する説明書、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書、騒音に関する説明書及び振動に関する説明書並びに電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条の表第1号から第17の2の2号（第15の2号を除く。）</u>までの規定に基づく届出に係る説明書（以下「公害防止関係資料」という。）の様式の例は、以下のとおりとする。</p>	<p>1 公害防止関係資料の様式例について 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）別表第3及び別表第5に規定するばい煙に関する説明書、粉じんに関する説明書、ダイオキシン類に関する説明書、汚水等に関する説明書、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書、騒音に関する説明書及び振動に関する説明書並びに電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条の表第1号から<u>第15号</u>までの規定に基づく届出に係る説明書（以下「公害防止関係資料」という。）の様式の例は、以下（<u>様式例</u>）のとおりとする。</p>
<p>2 電気関係報告規則の報告対象について 電気関係報告規則の排出ガス量、ばい煙量、<u>ばい煙濃度、水銀濃度</u>又は汚水等の汚染状態及び量等であって、通常の運転中における微細な変動については、これらを変更したものとして取り扱わないものとし、排出ガス量等を計画性をもって変更するものについては、所定の手続きを要するものとする。</p>	<p>2 電気関係報告規則の報告対象について 電気関係報告規則の排出ガス量、ばい煙量、ばい煙濃度又は汚水等の汚染状態及び量等であって、通常の運転中における微細な変動については、これらを変更したものとして取り扱わないものとし、排出ガス量等を計画性をもって変更するものについては、所定の手続きを要するものとする。</p>

様式例
 ばい煙に関する説明書
 一～六 (略)
 七 ばい煙量の計算 (例 ボイラーの場合)
 (1) 排出ガス量等の計算 (例 液体燃料の場合)
 ア 理論空気量 有効数字3桁 (4桁目4捨5入)
 計算式 (略)
 イ 理論燃焼ガス量 有効数字3桁 (4桁目4捨5入)
 計算式 (略)
 ウ 実際燃焼ガス量 有効数字3桁 (4桁目4捨5入)
 計算式 (略)
 エ～キ (略)
 (2) 補正排出口高さの計算
 計算式 (略) 有効数字3桁 (4桁目切捨)
 有効数字3桁 (4桁目切捨) 計算式 (略)
 (3) 硫酸化物許容排出量の計算
 計算式 (略) 有効数字3桁 (4桁目切捨)
 (4) 硫酸化物排出量の計算
 計算式 (略) 有効数字3桁 (4桁目切上げ)
 (5) 排出口ばいじん濃度の計算
 計算式 (略) 有効数字2桁 (3桁目4捨5入)
 (6) (略)
 八～九 (略)

様式例
 ばい煙に関する説明書
 一～六 (略)
 七 ばい煙量の計算 (例 ボイラーの場合)
 (1) 排出ガス量等の計算 (例 液体燃料の場合)
 ア 理論空気量 有効桁数3桁 (4桁目4捨5入)
 計算式 (略)
 イ 理論燃焼ガス量 有効桁数3桁 (4桁目4捨5入)
 計算式 (略)
 ウ 実際燃焼ガス量 有効桁数3桁 (4桁目4捨5入)
 計算式 (略)
 エ～キ (略)
 (2) 補正排出口高さの計算
 計算式 (略) 有効桁数3桁 (4桁目切捨)
 有効桁数3桁 (4桁目切捨) 計算式 (略)
 (3) 硫酸化物許容排出量の計算
 計算式 (略) 有効桁数3桁 (4桁目切捨)
 (4) 硫酸化物排出量の計算
 計算式 (略) 有効桁数3桁 (4桁目切上げ)
 (5) 排出口ばいじん濃度の計算
 計算式 (略) 有効桁数2桁 (3桁目4捨5入)
 (6) (略)
 八～九 (略)

粉じんに関する説明書
 一～三 (略)
 四 粉じん対策の内容 (粉砕機、ふるいの場合)

粉砕機若しくはふるい		
施設番号		
名称型式		
設置年月		年 月
着工、使用開始予定年月		年 月～ 年 月
規模	原動機の定格出力	kW
	処理能力	t/h
	処理対象物の種類及び 月間処理量	t/月
使 方 用 法 及 び 管 理 の	建築物の概要 集じん器効率 散水設備の能力 処理量当たりの散水量 防じんカバー その他の方法	% m ³ /h L/t

粉じんに関する説明書
 一～三 (略)
 (新設)

<p>五 添付図面 1～3 (略)</p> <p>(注) 変更しようとする場合には、変更事項について変更前及び変更後の内容を併記すること。</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>五</u>について、写しを一部提出すること。 2 (略)</p>	<p>四 添付図面 1～3 (略)</p> <p>(注) 変更しようとする場合には、変更事項について変更前及び変更後の内容を併記すること。</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>三</u>について、写しを一部提出すること。 2 (略)</p>
<p>水銀等に関する説明書 別添のとおり</p>	<p>(新設)</p>
<p>ダイオキシン類に関する説明書 一～六 (略)</p> <p>七 添付図面 (1)～(4) (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>七</u>について、写しを一部提出すること。 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。 3 届出書及び別紙の様式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。 4 一～七の様式を記載するにあたり、できる限り、図面、表等を利用すること。</p>	<p>ダイオキシン類に関する説明書 一～六 (略)</p> <p>七 添付図面 (1)～(4) (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>六</u>について、写しを一部提出すること。 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。 3 届出書及び別紙の様式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。 4 一～六の様式を記載するにあたり、できる限り、図面、表等を利用すること。</p>
<p>汚水等に関する説明書 一～十二 (略)</p> <p>十三 添付図面 (1)～(5) (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>十三</u>について、写しを一部提出すること。 2 一～<u>十三</u>の様式を記載するにあたり、できる限り、図面、表等を利用すること。 十四 (略)</p>	<p>汚水等に関する説明書 一～十二 (略)</p> <p>十三 添付図面 (1)～(5) (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>十二</u>について、写しを一部提出すること。 2 一～<u>十二</u>の様式を記載するにあたり、できる限り、図面、表等を利用すること。 十四 (略)</p>
<p>有害物質貯蔵指定施設に関する説明書 一～四 (略)</p> <p>五 添付図面 (1)～(4) (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>五</u>について、写しを一部提出すること。 2 一～<u>五</u>の様式を記載するにあたり、できる限り、図面、表等を利用すること。</p>	<p>有害物質貯蔵指定施設に関する説明書 一～四 (略)</p> <p>五 添付図面 (1)～(4) (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>四</u>について、写しを一部提出すること。 2 一～<u>四</u>の様式を記載するにあたり、できる限り、図面、表等を利用すること。</p>
<p>騒音に関する説明書 一～二 (略)</p> <p>三 添付図面 イ.～ハ. (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>三</u>について、写しを一部提出すること。 2 (略)</p>	<p>騒音に関する説明書 一～二 (略)</p> <p>三 添付図面 イ.～ハ. (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>二</u>について、写しを一部提出すること。 2 (略)</p>
<p>振動に関する説明書 一～二 (略)</p> <p>三 添付図面 イ.～ハ. (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>三</u>について、写しを一部提出すること。 2～4 (略)</p>	<p>振動に関する説明書 一～二 (略)</p> <p>三 添付図面 イ.～ハ. (略)</p> <p>備考 1 本説明書のうち一～<u>二</u>について、写しを一部提出すること。 2～4 (略)</p>

○使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）

改正案	現 行
<p style="text-align: right;">制定 20160531商局第1号 平成28年6月17日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 20161107商局第4号 平成28年11月30日</p> <p style="text-align: right;"><u>一部改正 20170323商局第3号</u> 平成29年3月31日</p>	<p style="text-align: right;">制定 20160531商局第1号 平成28年6月17日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 20161107商局第4号 平成28年11月30日</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>
<p>I. 使用前自主検査の方法</p> <p>2. 火力発電所</p> <p>A. 機械関係</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>発電所、発電設備（粉じん防止設備、騒音防止設備、振動防止設備、灰じん処理設備、ばい煙処理設備、<u>ダイオキシン処理設備及び水銀排出設備等の環境関係設備を含む。</u>）の工事が発電所の設置場所並びに発電設備の設置状況、仕様、材料、構造及び能力について、届出された工事計画に従って施設されており、かつ、技術基準に適合するものであることを目視、測定により確認する。</p> <p>耐圧、気密試験にあつては、技術基準に適合するものであることを目視、測定により確認する。</p> <p>なお、設備の仕様、材料及び構造については、記録の確認によっても良い。</p> <p>(b) (略)</p>	<p>I. 使用前自主検査の方法</p> <p>2. 火力発電所</p> <p>A. 機械関係</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>発電所、発電設備（粉じん防止設備、騒音防止設備、振動防止設備、灰じん処理設備、ばい煙処理設備<u>及び</u>ダイオキシン処理設備等の環境関係設備を含む。）の工事が発電所の設置場所並びに発電設備の設置状況、仕様、材料、構造及び能力について、届出された工事計画に従って施設されており、かつ、技術基準に適合するものであることを目視、測定により確認する。</p> <p>耐圧、気密試験にあつては、技術基準に適合するものであることを目視、測定により確認する。</p> <p>なお、設備の仕様、材料及び構造については、記録の確認によっても良い。</p> <p>(b) (略)</p>
<p>3. 燃料電池発電所</p> <p>A. 機械関係</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>発電所、発電設備（騒音防止設備、振動防止設備及びばい煙処理設備等の環境関係設備を含む。）の工事が、発電所の設置場所、並びに発電設備の設置状況、仕様、材料、構造及び能力について、届出された工事計画に従って施設されており施設された電気工作物が、技術基準に適合するものであることを目視、測定により確認する。</p> <p>なお、設備の仕様、材料及び構造については、記録の確認によっても良い。</p> <p>(b) (略)</p>	<p>3. 燃料電池発電所</p> <p>A. 機械関係</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>発電所、発電設備（騒音防止設備、振動防止設備及びばい煙処理施設等の環境関係設備を含む）の工事が、発電所の設置場所、並びに発電設備の設置状況、仕様、材料、構造及び能力について、届出された工事計画に従って施設されており施設された電気工作物が、技術基準に適合するものであることを目視、測定により確認する。</p> <p>なお、設備の仕様、材料及び構造については、記録の確認によっても良い。</p> <p>(b) (略)</p>

附 則

- (施行期日)
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、大気汚染防止法第2条第13項に規定する水銀排出設備に係る規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。